

地域生活ハンドブック



秋田県立栗田支援学校

福祉関係の援護制度

(1)各種手帳

福祉援護制度を受けるためには原則として療育手帳や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けることが必要です。これらの手帳の交付には、障害の程度の判定も含まれております。程度によって、受けられる福祉制度に違いのある場合もありますが、様々な福祉援護制度（手当、年金、運賃割引等）が受けられます。

手帳は、保護者・本人の申請によるものです。

療育手帳、身体障害者手帳は秋田市障がい福祉課、基幹相談支援センター、精神障害者保健福祉手帳は秋田市保健所健康管理課までお問い合わせください。そのほかに各市民サービスセンターでも受付は可能です。

<秋田市役所>

障がい福祉課 888-5663 山王一丁目1-1 市役所本庁舎1階

<秋田市保健所>

健康管理課 883-1180 八橋南一丁目8-3

<各市民サービスセンター>

西 部 888-8080 新屋扇町13-34

北 部 845-2261 土崎港西五丁目3-1

南 部 838-1211 御野場一丁目5-1

河 辺 882-5221 河辺和田字北条ヶ崎38-2

雄 和 886-5511 雄和妙法字上大部48-1

駅東サービスセンター（アルヴェ1階） *身体障害者手帳のみ

<療育手帳>

療育手帳	知的機能の障がいが発達期(おおむね18歳未満)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるかたが各種の福祉サービスを受けるために利用する手帳です。障害の程度に応じて、療育手帳AまたはBに区分されます。
申請方法	窓口で相談し、申請書類をもらいます。申請時には次のものが 필요합니다。 ・療育手帳申請書 ・印鑑 ・同意書 ・日常生活等の状況について ・相談判定調査資料 ・身体障害者手帳(お持ちのかたのみ) ・写真1枚(1年以内に撮影したもの、縦4cm×横3cm、上半身脱帽、カラー可) ・個人番号カード又は通知カード ・運転免許証等の身元確認書類
認定方法	(18歳未満)秋田県中央児童相談所(場所:秋田市) (18歳以上)秋田県福祉相談センター(場所:秋田市)で判定を行います。判定には、保護者・本人が同席します。
交付	通常手帳が交付されるまでには、判定日以降3～4週間の期間を要します。
窓口	・市障がい福祉課(888-5663) ・西部・北部・南部(御野場のみ)・河辺・雄和の市民サービスセンター
その他	5年または2年で更新する必要があります。更新の連絡はありません。次期判定年月は手帳に記載されていますので、時々確認しておくことをお勧めします。 この時には障害の程度を確認するため再判定も行われます。住所・氏名を変更したとき、保護者がかわったとき、死亡したとき、手帳を紛失・破損したとき、再判定時や障害の程度が変わったときは届出が必要です。

＜身体障害者手帳＞

身体障害者 手帳	身体障がいのある方が各種の福祉サービスを受けるために利用する手帳です。障害の程度に応じて身体障害者手帳1種または2種に区分されます。さらに、障害の種類により1級から6級に区分され、手帳が交付されます。
申請方法	窓口で相談し、申請書類をもらいます。申請時には次のものが必須です。 ・身体障害者診断書・意見書 (身体障害者福祉法第15条の指定を受けた医師が記載したもの) ・写真1枚 (1年以内に撮影したもの、縦4cm×横3cm、上半身脱帽、カラー可) ・身体障害者手帳申請書 ・印 鑑 ・健康保険証 ・個人番号カード又は通知カード ・運転免許証等の身元確認書類
交 付	手帳が交付されるまでには、申請書類全てを提出後、4～6週間の期間を要します。認定交付は秋田県福祉相談センターが行います。その後、市役所を通じて手帳が手元に届くことになります。 また、診断書・意見書に不明な点がある場合は、さらに時間がかかる場合もあります。
窓 口	・市障がい福祉課(888－5663) ・西部・北部・南部(御野場のみ)・河辺・雄和の市民サービスセンター ・駅東サービスセンター(アルヴェ1階)
その他	原則として更新期間はありませんが、障害の程度が変わったときは届出が必要です。 また、住所・氏名を変更したとき、死亡したとき、手帳を紛失・破損したときも届出が必要です。

＜精神障害者保健福祉手帳＞

保健福祉 手帳	精神障がいをもつ方が各種の福祉サービスを受けるために利用 する手帳です。障害の程度に応じて1級から3級に区分され、手帳が 交付されます。
申請方法	窓口で相談し、申請書類をもらいます。申請時には次のものが必 要です。 ・精神障害者手帳申請書 ・印 鑑 ・写真1枚 (1年以内に撮影したもの、縦4cm×横3cm、上半身脱帽、カラー可) ・診断書(秋田県指定の様式)または障害年金証書等(年金証書、年 金支払通知書、年金振込通知書、特別障害給付金受給者証)の写 しおよび障害等級照会同意書 ・個人番号確認書類および身元確認書類
交 付	手帳が交付されるまでには、申請書類全てを提出後、4～6週間の 期間を要します。認定交付は秋田県福祉相談センターが行います。 その後、秋田市保健所を通じて手帳が手元に届くことになります。 また、診断書・意見書に不明な点がある場合は、さらに時間がかか る場合もあります。
窓 口	・市健康管理課(883-1180)
その他	2年で更新する必要があります。この時には障害の程度を確認す るため再判定も行われます。住所・氏名を変更したとき、死亡したと き、手帳を紛失・破損したとき、再判定時や障害の程度が変わったと きは届出が必要です。

(2)手当・年金・制度等

①20歳未満で支給される手当

＜特別児童扶養手当＞

対 象	身体か知的に中程度以上の障害(おおむね身体障害者手帳1級～3級又は療育手帳A、B)のある20歳未満の子どもを家庭で扶養している保護者のかた
金 額	・1級(重度障害児) 月額52,500円(令和2年4月分～) ・2級(中度障害児) 月額34,970円(令和2年4月分～) ＊年3回(4、8、11月)に分けて支払われます。
申請に必要なもの	・世帯全員の戸籍謄本(取得後1か月以内のもの) ・世帯全員の住民票(取得後1か月以内のもの)＊個人番号(マイナンバー)の提供により省略できます。 ・収入のあるかた全員分の所得課税証明書＊個人番号(マイナンバー)の提供により省略できます。 ・特別児童扶養手当用認定診断書 ・身体障害者手帳又は療育手帳(お持ちのかた) ・運転免許証等の身元確認書類 ・印鑑 ・個人番号カード又は通知カード ・申請書類
窓 口	市障がい福祉課(888-5663) (河辺、雄和市民サービスセンターでも可)
注意事項	＊対象児童が身体障害者手帳や療育手帳を所持していなくても、同程度の障がいのあるかたは対象となります。 ＊身体障害者手帳、療育手帳とは異なる基準で認定されます(障害の程度によっては支給されない場合があります)。 ＊対象児童が施設に入所している場合や、受給資格者や同居家族の前年の所得が限度額をこえている場合は対象になりません。

＜障害児福祉手当＞

対 象	20歳未満(20歳の誕生日の前日の属する月まで)で、身体障害者手帳のおおむね1級か療育手帳のおおむねA程度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とするかた
金 額	月額 14,880円(令和2年4月分～) *年4回(2、5、8、11月)に分けて支払われます。
申請に必要なもの	・世帯全員の住民票 *個人番号(マイナンバー)の提供により省略できます。 ・収入のある方全員分の所得課税証明書 *個人番号(マイナンバー)の提供により省略できます。 ・障害児福祉手当用の診断書 ・申請書 ・所得状況届 ・身体障害者手帳または療育手帳(お持ちのかた) ・障がい児本人の普通預金通帳(銀行) ・印鑑 ・個人番号カード又は通知カード ・運転免許証等の身元確認書類 ・年金を受給している場合、金額のわかるハガキなど
窓 口	市障がい福祉課(888-5663)
注意事項	・身体障害者手帳、療育手帳とは異なる基準で認定されます(障害の程度によっては支給されない場合があります)。 ・施設に入所している場合、本人又は扶養義務者の前年の所得が限度額をこえている場合は対象になりません。 ・本人及び扶養義務者の所得等に応じた支給制限があります。 ・障害を事由とする年金を受給している人や、施設に入所している場合、3ヶ月以上入院している人は対象になりません。

＜障害基礎年金＞

対 象	20歳前に初診日がある病気やけがで障がいの状態になったかた(所得制限があります) 国民年金の被保険者期間中および、60歳以上65歳未満(年金の繰上げをしていないかた)の間に初診日がある病気やけがで障がいの状態になったかた(一定の保険料の納付期間が必要です)
金 額	・1級…年額976, 125円(令和3年度) ・2級…年額780, 700円(令和3年度) (年金の障害等級は、国民年金法施行令での等級となりますので、身体障害者手帳の等級と必ずしも一致しません) ＜加算額＞ 障害基礎年金の受給権者によって生計を維持しており、①または②に該当する子供がいる場合 ①18歳到達年度の末日までにある子 ②障害等級が1, 2級の障がいの状態にある20歳未満の子 【1人目・2人目の子】1人につき年額 224, 700円(令和3年度) 【3人目以降の子】 1人につき年額 74, 900円
窓 口	国保年金課(888－5633)

＜成年後見制度＞

対 象	判断能力が不十分な知的障がい者などのうち、身寄りがないなどのかた
内 容	サービス等利用において、判断能力が不十分な知的障がい者などのうち、身寄りがないなどの理由により契約できないときは「成年後見制度」を利用し、各種サービス等を受けることができます。
窓 口	障がい福祉課(888-5663)
目 的	成年後見制度は判断能力が不十分な精神障がい者および知的障がい者の保護を図り、財産管理や契約等の法律行為を行い、人権、財産権を保障していこうとするもので、補助、保佐、後見の三つの類型に分かれています。

＜障害者扶養共済制度＞

対 象	障がい者のあるかたを扶養している保護者
内 容	障がいのあるかたを扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛け金を納めることにより、保護者に万が一(死亡、重度障害)のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金が支給されます。
窓 口	障がい福祉課(888-5663)
その他	心身障害者扶養共済制度で支給される給付金(脱退一時金を除く)には、所得税はかかりません。また、この給付を受ける権利を相続や贈与によって取得したときも、相続税や贈与税はかかりません。

(3) 自立支援給付（障害福祉サービス）

全国同じ基準で利用するサービスです。福祉法人施設や社会福祉協議会などがサービスを提供します。ただし、地域によってはない（できない）サービスもあります。

<介護給付>

サービス名	内 容 等	対象・支援区分
居宅介護 (ホームヘルプ)	短時間での集中的な介護を行う。 自宅での身体介護(入浴・排泄・食事)の他、家事援助(買物・食事作り、掃除等)、通院介助(身体介護の有無通院等乗降介助)	区分1以上
重度訪問介護	常に介護を要する方への、身体介護、家事援助、外出時の移動支援等を総合的に行う。	身体障害 区分3以上
行動援護	自己判断能力が制限されている人が、外出などの際に危険回避のための必要な支援を行う。	知的・精神
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い人に居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。	区分6

短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間施設に宿泊し、入浴、排泄、食事などの介護を行う。 日中のみの利用は市町村事業(日中一時支援事業)となる。	区分1以上
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話等を行う。	※2
生活介護	常に介護が必要な人に日中、食事、入浴、排泄の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供する。	※3
施設入所 支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行う。	区分4以上 *50歳以上は 区分3～

※1 区分3以上＋行動援護項目10点以上。

※2 筋ジストロフィーまたは重症心身障害で区分5以上。ALS(筋萎縮性側索硬化症)等で気管切開伴う人工呼吸器使用者区分6。

※3 50歳以上は区分2以上。施設入所支援併用利用の場合は区分3。

50歳未満の場合は区分3以上。施設入所支援併用利用の場合は区分4。

＜訓練等給付＞

自立訓練 (機能訓練)	施設に通所し、心理的リハビリテーション又は生活能力向上のため必要な訓練を行う。標準期間は1年半。	身体障害 制約なし
自立訓練 (生活訓練)	施設に通所し、社会的リハビリテーション、身体機能、生活能力の維持向上の訓練を行う。標準期間は2～3年。	知的・ 精神 制約なし
就労移行 支援	就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練一定期間を行う。標準期間は2年。	制約なし
就労継続 支援A型	通常の事業所雇用が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供すると共に、知識・能力向上のための訓練を行う。雇用契約を結ぶため、各都道府県で定められている最低賃金が保障される。	制約なし
就労継続 支援B型	施設に通所し、雇用契約を伴わない働く場(生産活動の機会)を提供すると共に知識及び能力の向上に必要な訓練を行う。最低賃金対象外	制約なし
共同生活援助 (グループ ホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排泄または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う。	制約なし

＜自立支援医療＞

自立支援 医療費	(旧)育成医療・更生医療・精神通院公費負担制度。 原則一割負担。	身体障害 精神障害
-------------	-------------------------------------	--------------

＜補装具＞

補装具費	車いす、義手義足、白杖、補聴器など補装具の購入費、修理費の給付。原則一割負担。	身体障害
------	---	------

○自立支援給付(障害福祉サービス)を受けるには…

市町村の障害福祉担当が窓口になります。秋田市の場合は、秋田市役所障がい福祉課へ申請します。

○サービス利用に当たっての計画作り ～サービス等利用計画書の作成～

秋田市では、障害福祉サービス受給を申請すると、サービス等利用計画書の提出を求められます。この計画書は、本人や保護者のニーズをきめ細かく支援するためのものです。利用申請後、利用計画相談を行う相談支援事業所に、本人または保護者が依頼し作成してもらいます。

計画相談を行う事業所については、本誌P. 15～障害者相談支援事業に記載してあります。

○受けることができるサービス、できないサービス ～障害福祉サービスの受給と障害支援区分～

障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる支援の度合い(障害支援区分)により、受給できるサービスが異なります。

前ページを見ると、「区分1」や「区分4」等の「支援区分」が各サービスに記載されています。訓練等給付では支援区分要件に制約がありませんが、介護等給付においては支援区分要件があります。

支援区分は、市役所の聞き取りや医師の意見書に基づいた審査会によって決定され、その後サービスを受給できるかどうかの目安とされます。

○障害福祉サービス利用料

障害福祉サービスを利用する際、基本的に利用料は0円となります(例外もあります)。ただし、食費や光熱費などは実費負担になります。

(4)地域生活支援事業

市町村が地域の実態に応じて行う事業です。事業実施は市町村によって異なります。

自発的 活動支援事業	障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動の支援を行う。
相談支援事業	障がいのある人からの相談に応じ、サービスの利用代行手続き等を行う。
意思疎通支援 事業	聴覚、音声、言語、視覚などの障害のある人に手話通訳者、要約筆記奉仕員などの派遣を行う。
日常生活用具 給付事業	自立生活支援用具などの日常生活用具を給付、貸与を行う。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい児(者)に対し、余暇活動などの社会参加のための外出が安全かつ円滑にできるよう、移動についての支援を行う。
地域活動事業 支援センター	創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流推進などを行う。
日中一時支援 事業 短期入所型	介護者や家族の就労や休息を図るため、または介護する人が病気の場合などに、施設で一時的に介護を行う。 (宿泊を伴うものを除く) →短期入所は介護給付欄参照
訪問入浴 サービス事業	訪問による居宅での入浴サービスを行う。

***主な事業を掲載しています。**

(5)在学中に受けることのできる福祉サービス

種別	名称	サービス内容他	利用料	利用回数	必要書類
障害福祉サービス	短期入所(ショートステイ)	在宅の身体障がい児(者)、知的障がい児(者)、精神障がい者、難病に罹患しているかたを介護している家族が、急病、冠婚葬祭、介護疲れなどで介護できなくなった場合、宿泊をし、施設で一時的にあずかる。	政令で定める負担上限月額 *負担上限月額よりも1割負担の方が低い場合は1割負担	原則 7日以内 *必要に応じて延長	・申請書 ・印鑑 ・同意書 ・個人番号カード 又は通知カード ・手帳
障害児通所支援	放課後等デイサービス	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等を対象に、生活指導、日常動作訓練、就労に向けた知識および能力向上訓練などを行う。 障害支援区分が必要なサービスがある。	政令で定める負担上限月額 *負担上限月額よりも1割負担の方が低い場合は1割負担	原則 月23日以内	・申請書 ・印鑑 ・同意書 ・個人番号カード 又は通知カード ・非課税世帯の場合、収入が確認できる書類 ・手帳等
地域生活支援事業	日中一時支援	在宅の身体障がい児(者)、知的障がい児(者)を介護している家族が、急病、冠婚葬祭、介護疲れなどで介護できなくなった場合、日帰りで、施設で一時的にあずかる。	利用時間時 応じて負担 4H以下 (1単位) 4H～8H 以下(2単位) 8H超える (3単位)	原則 月6単位以内 *必要に応じて延長	・申請書 ・印鑑 ・手帳 ・障害福祉サービス等受給者証(ある場合)

(6)障害者相談支援事業

身体・知的・精神の各障がいに応じ、相談所を指定しています。様々な相談に対して市障がい福祉課所や関係機関と調整をとりながら支援します。下記内容の相談を行う事業所、サービス等利用計画を作成する事業所があります。

<相談内容の例>

- ① 手帳を持っていない方への手帳取得に関する相談
- ② 各種障害者対象の手当や年金の申請等の相談
- ③ 障害者自立支援サービスの紹介や提供事業者の照会
- ④ 障害者自立支援サービスの利用内容の相談や申請書作成から提出のお手伝い
- ⑤ 将来設計の相談や就労等の相談
- ⑥ 障害者福祉制度についての相談
- ⑦ 「こんな制度あるの？」など、様々な相談
- ⑧ サービス等利用計画作成に関する相談

◎秋田市指定相談支援事業所

種別	施設	連絡先
身体障がい	障害者生活支援センターほくと	秋田市下新城野字街道端西 11-1 TEL: 873-7804 MAIL: hokuto7@rose.ocn.ne.jp http://www.syahuku-hokuto.org/
知的障がい	竹生寮	秋田市柳田字竹生 168 TEL: 834-2577 MAIL: tk-sien@ikumei.or.jp http://www.akita-ikumeikai.com
精神障がい	指定相談支援事業所クローバー	秋田市飯島道東二丁目 13-20 TEL: 846-5328 MAIL: lsclover@kyusei.or.jp http://www.kyusei.or.jp/fukushi/soudan/soudan.html

☆その他の相談機関(相談支援事業所ではありません)

種別	施設	連絡先
発達障害	秋田県発達障害者支援センター ふきのとう秋田	秋田市南ヶ丘1丁目1-2 TEL: 826-8030 MAIL: HP 上「相談・お問い合わせ入力画面」から https://www.airc.or.jp/FS-APL/FS-Form/form.cgi?Code=fukinotou 社会福祉士、精神保健福祉士などのスタッフが、発達障害のある方とそのご家族の相談に応じます。
肢体・知的・精神	障害者就業・生活支援センター ウェルビューいずみ	秋田市泉菅野 2-17-27 TEL: 896-7088 MAIL: welview@cna.ne.jp 雇用、福祉、教育、医療等の関係機関と連携し、障害者の就業及びそれに伴う生活に関する相談・助言、職業準備訓練の紹介など、障害者の職業生活における自立を図るために必要な支援を行います。

◎秋田市指定相談支援事業所

①障害児(18才未満)のサービス等利用計画を作成する相談支援事業所

秋田県立医療療育センター	コンシェル
--------------	-------

②障害者(18才以上)のサービス等利用計画作成をする相談支援事業所

対象となる障害	事業所名	
特定無し (全障害種)	高清水園相談支援事業所	子ども発達支援相談センター グリーンローズ
	秋田聖徳会 相談支援事業所	障がい者生活支援センター ほくと
	相談支援事業所 若竹	竹生寮 相談支援事業所
	いんく・ぽっと	ごろりんはうす
	ほのぼの相談支援事業所	ねこの手
	あーすわん	指定相談支援事業所 広面
	ドム相談支援事業所	福祉工房
	相談支援事業所 十人十色	相談支援事業所 ウィズユウ土崎
精神	指定相談支援事業所 クローバー	
身体・知的	秋田ワークセンター 相談支援事業所	
身体・知的 精神	指定相談支援事業所 緑光苑	相談支援事業所 びりーぶ

＊秋田市福祉保健部障がい福祉課 HP より

(7) 運賃割引

手帳所持者及び介護者の運賃が割引となります。利用の際には手帳の提示が必要です。

＜JR、私鉄(由利高原鉄道含む)全国＞

		療育手帳A 1種身体障がい者手帳	療育手帳A またはB 身体障がい者手帳1種 または2種
割引対象者		本人および介護者	本人(単独)
乗車券 の 種類	普通乗車券	半額	割引率50% (片道101km以上)
	普通回数券	半額	
	定期券	半額 (小児定期乗車券の 割引はありません。)	
＜定期券について＞ 12歳未満の第2種身体障がい児または療育手帳のBをお持ちのかたが定期券を使用して介助者とともに乗車する場合、介助者の定期券が半額(本人の割引はなし)			
問い合わせ先 各旅客鉄道の窓口またはJR東日本お問い合わせセンター JR東日本お問い合わせセンター TEL 050-2016-1600 秋田駅 TEL 018-833-2320			

＜航空＞（国内線）

＊航空券購入窓口に提示すると、割引を受けることができる場合あり。

対象者	割引適用者	割引率	その他
療育手帳A 身障1種	本人及び満 12歳以上の 介護者1名	航空会社により 異なりますので、 各航空会社までお 問い合わせくださ い。	＜療育手帳＞ 「航空割引、本人・介護者」 の証明印があるかた ＜身障手帳＞ 第1種の記載あり
療育手帳B 身障2種	本人		＜療育手帳＞ 「航空割引、本人」 の証明印があるかた ＜身障手帳＞ 第2種の記載あり
お問い合わせ先	ANA おからだの不自由な方の相談デスク 9：00～17：00(年中無休) TEL：0120-029-377 JAL プライオリティ・ゲストセンター 9：00～17：00(年中無休) TEL：0120-747-707		

＜タクシー＞

対象者	利用方法
療育手帳A・B 身障手帳1・2種	手帳を提示することで10%割引
注意事項	秋田県ハイヤー協会加入のタクシーに乗車したのときのみ
お問い合わせ先	各タクシー会社

＜バス＞ ＊降車時に手帳を提示

対象	対象者、割引内容	割引対象バス
療育手帳A 身障1種	本人 半額 介護者 半額	市内路線バス、リムジンバス 高速バス ＊高速バスは、乗車券購入時に手帳を提示する。
療育手帳B 身障2種 12歳未満	本人 半額 介護者 半額	
療育手帳B 身障2種 12歳以上	本人のみ半額	
対象	対象者、割引内容	割引対象バス
精神障害者保健福祉手帳	本人のみ半額	市内路線バス、マイタウン・バス リムジンバス ＊高速バスや定期券購入も割引となる場合があるので、各バス会社までお問い合わせください。

福祉特別乗車証(バス券)

＊注：原則、再交付なし

《療育手帳・身体障害者手帳をお持ちのかた》

秋田市に居住するバス利用が可能な在宅のかたは、申請により福祉特別乗車証の交付を受けることができます。

福祉特別乗車証の交付を受けられたかたは、手帳による割引との併用で、秋田市内路線バス（代替交通含む）に限り、無料でバスに乗車することができます。ただし、秋田市以外へ路線バスで移動した場合は、秋田市以外の区域のみ半額負担となります。

申請に必要なもの～ ・療育手帳又は身体障害者手帳 ・印鑑
・個人番号カード又は通知カード
・運転免許証等の身元確認書類

問い合わせ先 ～ 秋田市障がい福祉課(888-5663)

★介護者の助成（介護者もバス運賃の割引対象となるかた）

バスで通学、通所、通院しているかたで、1週に3日以上介護者が付き添っている場合に限り、別途申請により介護者の運賃も割引になります。

申請にあたっては、通学先からの証明書等が必要になります。

問い合わせ先 ～秋田市障がい福祉課(888-5663)

《精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた》

秋田市に居住し、通院や通所にバスを利用する在宅のかた（生活保護を受けているかたは除きます）は、申請により福祉特別乗車証の交付を受けることができます。料金は療育手帳所持のかた同様で、秋田市内の割引対象の路線バスは秋田中央交通、マイタウン・バスです。

申請に必要なもの～・精神障害者保健福祉手帳 ・印鑑

問い合わせ先 ～健康管理課(883-1180)

(8) 税の控除

税金名	内 容	窓口
障害者控除	身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2～3級の対象者。 所得税から27万円、 市・県民税から26万円が控除される。	税務署 市民税課 (確定申告で)
特別障害者控除	身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の対象者。 所得税から40万円、 住民税から30万円が控除される。	
同居特別障害者扶養控除	扶養している特別障害者と同居している場合、一人につき 所得税 $40 \text{ 万} + \underline{35 \text{ 万}} = 75 \text{ 万}$ 円 地方税 $30 \text{ 万} + \underline{23 \text{ 万}} = 53 \text{ 万}$ 円 が控除される。	
扶養共済掛金の控除	心身障害者扶養共済制度の掛金を所得金額から控除できる。	
自動車税の減免	障害者の家族が障害児・者のために運転する自動車の自動車税、軽自動車税、自動車取得税が減免される。	県税事務所 市民税課
相続税・贈与税の控除	障害者の家族が相続及び贈与を受ける場合は障害の程度・年齢に応じて控除される。	税務署

***控除額は、令和元年度4月1日現在のもので、今後変更される場合があります。**

***障がい者の所得（控除前）が125万円以下の場合、市・県民税は非課税になります。**

(9) その他のサービス

<マル優制度>

郵便貯金、少額貯金(通称:マル優)、少額公債(通称:特別マル優)が、350万円まで利子所得が非課税

<NHK 受信料の減免>

<全額免除>

身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳を持っている方のいる世帯で、世帯全員が市民税非課税であり、世帯員のかたが受信契約者の場合。

<半額免除>

世帯主が次のいずれかの手帳を持っている世帯

- ・視覚・聴覚障害による身体障害者手帳
- ・身体障害者手帳1級・2級 ・療育手帳A
- ・精神障害者保健福祉手帳1級

必要書類

- ・申請書・同意書(NHK、障がい福祉課、健康管理課の窓口)
 - ・身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
 - ・印鑑(認印で可)
- 【*NHK 窓口で申請手続きの場合】
- 上記書類に加えて次の2つが必要
- ・住民票
 - 全額免除～世帯構成員全員が記載されたもの
 - 半額免除～世帯主の住民票の写し
 - ・世帯構成員全員の市町村民税の非課税が分かる証明書(所得・課税証明書等)

お問い合わせ先

NHK ふれあいセンター [TEL:0570-077-077](tel:0570-077-077)
障がい福祉課(身体・知的障がい者)TEL:888-5663
健康管理課(精神障がい者)[TEL:883-1180](tel:883-1180)

＜有料道路通行料金割引制度＞

対象	・身体障害者手帳、療育手帳を持っている人が運転する場合 ・療育手帳A、身体障害者手帳1種の人が乗車し、介護者が運転する場合
内容	・通行料金が半額 （事前に、障がい福祉課または各市民サービスセンターで、登録が必要）
利用方法	・係員対応の場合：手帳に記載された割引適用の証明を出口料金所で係員に提示してから支払う。 ・ETC利用の場合：事前に登録されたETCカード、ETC車載器、自動車で通行する。
必要書類	・障がい者本人の手帳 ・登録を希望する自動車の自動車検査証(車検証)等 ・障がい者本人が運転する場合は運転免許証 ＊ETCを利用する場合：障がい者本人名義の「ETCカード」と登録を希望する自動車に設置されているETC車載器の管理番号が確認できるもの(ETC 車載器セットアップ申込書・証明書等)
問い合わせ先	障がい福祉課(身体・知的障がい者) TEL:888-5663

＜携帯電話料金の割引＞

対象	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人
内容	・携帯電話を利用する際、通話料等の割引や障がい者用料金プランの利用ができます。 ・割引率やサービスは各電話会社で異なるので、販売窓口で問い合わせください。
問い合わせ先	携帯電話各社

＜NTT番号案内(ふれあい案内)料金の免除＞

対象	・知的障がいや精神障がいのあるかた (療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っているかた)
内容	・知的障がいや精神障がいのあるかた、目や上肢等の不自由なかたなど。電話帳の利用が困難なかたには無料でNTT104電話番号を案内する。
必要書類	・申込書 ・手帳のコピー
申込方法	・上記書類を持参のうえ、下記に問い合わせをします。 ・NTT 東日本営業所窓口(*手帳持参) ・フリーダイヤル「0120-104174」
利用方法	・最初に「ふれあい案内」と伝え、登録の電話番号・暗証番号を伝えてください。確認の上、無料での案内が始まります。 *公衆電話でも同様です。

○その他、様々な相談について

「秋田市基幹相談支援センター」

令和2年10月から秋田市障がい福祉課内に、「秋田市基幹相談支援センター」ができました。

障がいのあるかたやそのご家族が、住み慣れた地域で安心して生活ができるように、さまざまな困りごと、心配ごとなどの相談に応じて支援を行います。

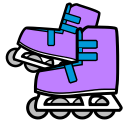
〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市役所1階 障がい福祉課内

TEL: 888-5682

FAX: 888-5664

近隣の地域でも、手帳（療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳）の提示で、利用料金が割引される施設があります。

	施設名	所在地	電 話	料 金
美術館	秋田県立美術館 	中通1丁目 4-2	853-8686	館主催の展覧会 ・手帳所持者と付添人1名は 無料 * 館以外が主催する展覧会 各主催者の判断
体育・公園施設	秋田県立スケート 場 	新屋町字砂 奴寄2-2	863-1241	手帳所持者と付添人1名は 滑走料のみ無料 貸靴料は有料
	秋田県立総合 プール 	新屋町字砂 奴寄4-6	895-5056	手帳所持者と付添人1名は 無料
	秋田県立武道館	新屋町字砂 奴寄2-2	862-6651	
	秋田県立体育館	八橋運動公 園1-12	862-3782	
	秋田県立 中央公園	雄和椿川字 駒坂台4-1	886-4141	
レジャー施設	大森山動物園 	浜田字潟端 154	828-5508	秋田市内に居住する手帳所 持者と付添人1名は無料
駐輪場	秋田市自転車等 駐車場	・秋田駅西 地下 ・秋田駅東	申請は 交通政策課 888-5766	手帳所持者は定期使用料が 半額 * 事前申請が必要

* この他の施設でも手帳提示により割引を受けられる場合がありますので、各施設の受付にご確認ください。

「進路指導」年間計画予定

指 導 ・ 活 動 (研 修) 内 容				
月	小学部	中学部	高等部	卒業生
	●児童生徒 ★保護者対象			
4	★保護者面談期間	★保護者面談期間	・高3：進路面談 ★保護者面談期間	入所・入社式 卒業生のつどい
5		●中学部作業週間 ★校内実習見学	●職3：校内・現場実習 ●職1・2：校内・現場実習	
6	★保護者進路研修会	★保護者進路研修会	●普1：校内実習 ★校内実習見学 ●普2・3：校内・現場実習 ●職業講話（一般就労対象）	
7	【 進 路 ア ン ケ ー ト 実 施 】			成人を祝う会 ・同窓会総会
			●夏季校内実習 ●★普1：親子施設体験	
8	★5年：進路研修 （施設見学他）		●求職登録（一般就労）	
9		●3年：施設体験学習		
10	★保護者面談期間 ★2年：進路研修 （福祉施設） ★3・6年：進路研修 （福祉施設）	★保護者面談期間	★保護者面談期間	綱引き練習会
11	★1年：進路研修 ①高普・職学習棟 実習棟見学、 ②フチくりた利用 ③小主事講話 ★4年：進路研修 ①中学部授業見学 ②中主事講話	●中学部作業週間 ★校内実習見学 ●3年：作業見学・体験 ●3年：進路学習（～3月） ●3年：高1校内実習見 学・体験	●職業ガイダンス （普・職2年一般就労希望者 対象） ●職1・2：校内・現場実習 ●1・2：校内・現場実習	
12				
1		★中1～3年 保護者施設見学 ●2年：高等部作業見学	★保護者施設見学（個別）	秋田市新成人の つどい 秋田県綱引き選 手権大会出場
2	★保護者面談期間	★保護者面談期間 ●2年：福祉施設見学	★1・2：進路面談期間	
3			★3：サービス利用に向け た担当者会議	

*各年度により、指導（研修）時期及び指導（研修）内容は異なることがあります。

一般就労の流れ

高2まで

一般企業を将来の進路先とするかを、担任及び進路担当に伝える。

進級

高3

5月面談

面談で進路先（＝実習先）を決める。

5～7月

1 現場実習を行う。（2週間）

必要に応じて

*** 必要があれば、本人・保護者と個人面談を行う。**

* 進路先の最終確認。決まっている人は対象外。

*** 進路変更の場合は登録に進まない**

7月中

2 ハローワークで求職登録をする。

出席者：本人・保護者、担任、進路担当

* 求職登録票は学校で指導し、記入・作成する。

必要に応じて

*** 必要に応じて、個別実習を行う。**

3 進路先に向けた履歴書を作成し、求人に応募する。

* 履歴書は学校で指導し、記入・作成する。

4 進路先にて面接及び筆記試験（主に面接）を行う。

5 進路先より内定通知が届く。

* 学校または本人宛て

6 障害者就業・生活支援センター（ウェルビューいずみ）に登録手続きをする

出席者：本人・保護者、担任

* 登録関係書類には、保護者・本人が事前に記入する。

就労継続支援B型事業所利用の流れ（秋田市型就労アセスメント）

*参考令和元年度

高2まで

B型事業所を将来の進路先とするかを、担任及び進路担当に伝える。

進級

高
3

5月連休明け

アセスメント情報カードに記入して学校へ提出する（保護者分）。

市役所の申請
開始後

1 就労移行支援・就労継続支援B型の利用申請をする。

→秋田市役所 障がい福祉窓口へ

①申請書（両面） ②世帯状況・収入申告書、同意書

③同意書（児相相談所長あて同意書）

*申請時点で18歳未満は市役所経由で児童相談所長宛の同意書を提出のため
*申請サービスは「就労移行支援」「就労継続支援B型」にチェックする。

2 障害福祉課より下記書類を受け取る。

④「計画相談支援給付費・障害児相談支援給
付支給申請書 兼 計画相談支援・障害
児相談支援依頼（変更）届出書」

*サービス等利用計画の作成依頼の書類

3 学級担任に連絡する。

・相談支援事業所の名称を聞いて、
④の書類に記入する。*計画相談事業所の調整は学校の進
路担当が行う。

4 相談支援事業所に電話連絡し、サービス等利用計画の作成を依頼する。

5 障がい福祉課調査員・相談支援事業所の聞き取り調査を行う。

出席者：本人・保護者、担任

*学校で行う。

6 サービス担当者会議を行う。

*アセスメントの細かい打合せ

出席者：本人・保護者、相談支援事業所、就労移行支援事業所、担任または進路担当

7 アセスメントを行う。（10日間）

*移行支援事業所にて

8 アセスメント評価報告会（アセスメント最終日）を行う。

*アセスメントの評価を伝える。

出席者：本人・保護者、相談支援事業所、担任または進路担当

9 相談支援事業所に電話連絡し、サービス等利用計画の作成を依頼する。

10 サービス担当者会議を行う。（3月中旬）

出席者：本人・保護者、相談支援事業所、就労移行支援事業所、担任または進路担当

卒業後

11 利用開始（卒業後または4月～）

夏季休業中
または
それ以降

生活介護事業所利用の流れ

高 2

生活介護の事業所を将来の進路先とするかを、担任及び進路担当に伝える。

進級

高

3

夏季休業中

面談で進路先（生活介護事業のサービス利用）を決める。

申請前まで
(9月下旬)

アセスメント情報カード記入して学校へ提出する（保護者分）

市役所の申請
開始後

1 生活介護事業の利用申請をする。

→秋田市役所 障がい福祉窓口へ

- ①申請書（両面） ②世帯状況・収入申告書（両面）
③日中一時支援申請書（両面）

*申請するサービスは「生活介護」にチェックする。

2 障害福祉課より下記書類を受け取る。

- ④「計画相談支援給付費・障害児相談支援給
付支給申請書 兼 計画相談支援・障害
児相談支援依頼（変更）届出書」
*サービス等利用計画の作成依頼の書類

3 学級担任に連絡する。

- ・相談支援事業所の名称を確認し、④の書類に記入する。
*計画相談事業所の調整は学
校の進路担当が行う。

4 相談支援事業所に電話連絡し、サービス等利用計画の作成を依頼する。

5 障がい福祉課調査員・相談支援事業所の聞き取り調査を行う。

出席者：本人・保護者、担任

*支援区分の判定となるため、「できる」の判断は「一人で完全にできる」という判断基準で。

*生活介護のサービス利用には「支援区分3以上」が必要なため。

6 受給者証が交付される。

7 サービス担当者会議を行う。

出席者：本人・保護者、相談支援事業所、事業所、担任または進路担当

卒業後

8 利用開始（卒業後または4月～）

秋田市内の福祉サービス提供事業所の情報については、秋田市の HP に最新のものが掲載されていますので、そちらを参考にしてください。

＊秋田市 HP の「障がい福祉」の部分をご覧ください。

メ モ



進路や福祉に関しまして、分からないことや不安なことがありましたら、どうぞ遠慮なく学校（担任）にお話してください。

進路や福祉に関する情報は、在学中や将来の子どもたち・各御家庭に役立つものですので、できるだけ早めに情報の取得をおすすめします。

栗田支援学校 進路指導主事